

公益社団法人 日本交通政策研究会

役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、定款第30条の規定に基づき公益社団法人日本交通政策研究会（以下「本法人」という。）の非常勤役員に対する報酬の支払に関する必要な事項を定める。

(対象と適用範囲)

第2条 支払対象者は、非常勤役員の代表理事及び常務理事として、本法人の運営等の指導に対する対価として支払うものとする。

2 前項以外の役員については支給しない。

(支払方法)

第3条 毎月末に直接本人に現金で支払う。ただし、本人の申し出により指定の口座に振り込むことができる。

(報酬額)

第4条 支払報酬額（月額）は、次のとおりとする。

(1) 代表理事 130,000円

(2) 常務理事 60,000円

(金額の変更)

第5条 本法人の収支状況によって、報酬額は変更できる。ただし、社員総会の決議を得るものとする。

(監事の報酬)

第6条 監事が、本法人の監査を実施するとき、又は本法人の理事会に出席するときは、支払基準に準じて、その都度、現金により報酬を支給する。

(理事の報酬)

第7条 代表理事及び常務理事以外の理事が、本法人の理事会に出席するときは、支払基準に準じて、その都度、現金により報酬を支給する。

附則

平成22年2月1日施行

この規程の変更は、平成26年度社員総会の決議があった日（平成27年6月26日）から施行する。